

旭川市指定管理者制度評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の公の施設の管理運営等について適正な評価を行い、もって本市の指定管理者制度の改善に資するため、旭川市指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 指定管理者の公の施設の管理運営等に係る評価に関すること。
- (2) その他指定管理者制度の改善について委員が必要と認めたこと。

(組織)

第3条 委員会に委員を置き、総合政策部長、総務部長、総務監及び行政改革担当部長をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、行政改革担当部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部行政改革課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月24日から施行する。